

# 令和 2 年度 第 2 回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 5 月 2 0 日

場所 十和田市役所別館 5 階会議室

令和2年度第2回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和2年5月20日(水) 午後2時02分

3. 閉 会 日 時 令和2年5月20日(水) 午後2時34分

4. 出席農業委員(16名)

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 2番  | 小田正喜君  | 3番  | 外山康仁君   |
| 4番  | 小笠原和男君 | 5番  | 箕輪展忠君   |
| 6番  | 竹浦寿広君  | 8番  | 中野渡稔君   |
| 9番  | 北上稔君   | 10番 | 國分弘志君   |
| 11番 | 甲田稔君   | 12番 | 豊川洋人君   |
| 13番 | 小川正孝君  | 14番 | 新屋敷より子君 |
| 15番 | 杉山秀明君  | 17番 | 米田一典君   |
| 18番 | 山崎誠一君  | 19番 | 力石堅太郎君  |

5. 欠席農業委員(2名)

|    |        |     |      |
|----|--------|-----|------|
| 7番 | 野崎さち子君 | 16番 | 中野均君 |
|----|--------|-----|------|

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 会議に付した案件

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 報告第8号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  |
| 報告第9号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 報告第10号 | 農地の転用事実に関する照会について               |
| 報告第11号 | 農地等の現況について（十和田市）                |
| 報告第12号 | 農用地利用配分計画の認可について                |
| 議案第7号  | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について    |
| 議案第8号  | 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について       |
| 議案第9号  | 十和田市農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第10号 | 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について |
| 議案第11号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について |
| 議案第12号 | 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について         |
| 議案第13号 | 農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について         |

## 8. 議事録署名委員

17番 米田 一典 君                      18番 山崎 誠一 君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

|          |        |          |        |
|----------|--------|----------|--------|
| 事務局 長    | 今泉 卓也  | 事務局 次長   | 菅原 靖雄  |
| 事務局 農地係長 | 小笠原 満  | 事務局 振興係長 | 根岸 優一  |
| 事務局 主査   | 鳥屋部 幸子 | 事務局 主査   | 中野渡 礼央 |
| 事務局 主査   | 椛木 信人  | 事務局 主査   | 吉田 武範  |

## 10. 書 記

事務局 主査 吉田 武範

議長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、7番 野崎 さち子 委員、16番 中野 均 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年5月11日に告示招集いたしました、令和2年度第2回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。17番 米田 一典 委員、18番 山崎 誠一 委員を指名いたします。

議長（力石堅太郎君）会議書記には、吉田 武範 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（力石堅太郎君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に報告第8号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが4件で、今後の意向は7番は3条で贈与、8番は3条で売買、9番は賃借、10番は農地として管理の予定です。あっせんの希望はありません。3ページです。中間管理事業によるものが1件で、今後の意向は使用貸借へ切り替え予定です。協力金の返還はありません。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第8号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第9号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）4ページをお願いいたします。報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。5ページから9ページです。今回は13件で、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望は15番です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。農地以外の用途になっているものは、16番の現況の一部は山林です。18番の現況は宅地です。19番の現況の一部は雑種地及び宅地です。なお、農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第9号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第10号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）10ページをお願いいたします。報告第10号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会は5件6筆で、現地調査は5月11日に実施し、法務局への回答は5月12日に行っております。3番は、観音寺の東側です。20年以上、杉林の状態にあることから非農地と回答。4番は、北園小学校から北に約500メートル先です。①と②に昭和53年建築の住宅及び車庫と庭になっており、20年以上宅地として利用されていることから非農地と回答。5番は、経商事株式会社から北に約300メートル先です。20年以上、杉林の状態にあることから非農地と回答。6番は、のづき内科小児科クリニックから南に約200メートル先です。昭和50年建築の住宅及び倉庫、庭、集合住宅の一部になっており、20年以上宅地として利用されていることから非農地と回答。7番は、マルゼン工業株式会社から西に約1キロメートル先です。20年以上、杉林の状態にあることから非農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第10号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第11号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）12ページをお願いいたします。報告第11号、農地等の現況について（裁判所）。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。13ページです。今回の照会は1件1筆で、現地調査は4月6日に実施し、裁判所への回答は4月10日に行っております。1番は、センサ工業株式会社第1工場から、北へ約150メートル先です。作物は作付けされていないが、農地性があると判断されることから農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第11号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第12号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）14ページをお願いいたします。報告第12号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は、令和2年4月27日です。15ページから16ページです。賃借権の合計は6件、7筆、16,304平方メートルです。7番が再設定、8番から12番が新規です。期間は、7番が5年、8番から11番が8年、12番が13年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第12号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は、箕輪班長、國分委員、小川委員の3名です。5月11日に現地調査及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時12分

（ \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時12分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第7号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）17ページをお願いいたします。議案第7号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、18ページから21ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いします。

報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計20件で、このうち所有権移転が12件、賃借権設定が8件となっており、使用貸借による権利の設定はありません。まず、所有権移転ですが、申請番号8番から14番までは、相手方要望による売買です。申請番号15番から19番は贈与です。次に、20ページからは賃借権による権利の設定です。申請番号12番から19番まで、労力不足により賃貸借を行います。なお、所有権移転の8番から19番まで、貸借の12番から19番まで、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおり、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えています。以上、確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請は適当と認められます。報告は以上です。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第7号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時16分

( \_\_\_\_\_ 委員 着席 )

再開 午後2時16分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第8号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）議案第8号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は23ページから24ページになります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。10番 國分 弘志 委員、お願いします。

報告委員（國分弘志君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。5月11日午後、箕輪班長、小川職代と私の3名で、別館4階第2会議室にて、農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あつせん件数は、所有権移転による売買の4件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は、認定農業者です。売買理由は、申請番号5番は負債整理のため、申請番号6番から8番は、労力不足のためです。申請番号5番から7番の申請地はすべて、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあり、農地の集約が図られるものと考えられます。また、申請番号8番の申請地は、今までも申請地を借りて耕作しており、約4ヘクタール



と農地の集約が図られるものと考えられます。以上、今回の申請については、お手元の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を5月11日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しています。以上です。

議長（力石堅太郎君） 國分委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第8号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第9号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 25ページをお願いいたします。議案第9号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。26ページから31ページです。賃借権の合計は、12件49筆126,618平方メートルです。全て新規です。出し手から機構へ及び機構から受け手への期間は、11番が1年、12番・13番が5年、14番が3年、他は10年です。協力金の対象は、7番、8番、15番です。32ページから34ページです。使用貸借の合計は、5件15筆38,811平方メートルです。全て新規です。出し手から機構へ及び機構から受け手への期間は、6番が5年、他は10年です。以上です。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第9号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第10号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）35ページをお願いいたします。議案第10号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事へ送付するための意見を求める件です。内容は36ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。13番 小川 正孝 委員、お願いします。

報告委員（小川正孝君）第4条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第4条の農地転用申請は3件です。申請番号1番の転用事由は、賃貸住宅の建築です。自宅周辺の自己所有農地を転用し、そこに3棟の賃貸住宅を建築する計画です。場所は、清潮会クリニックから南に約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号2番の転用事由は、自己住宅の建築です。現在の住宅が老朽化しているため、新たな住宅の建築をする計画です。場所は、ユニクロ十和田店の北に約30メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号3番の転用事由は、自己住宅の建築です。申請番号2番と同様に、現在の住宅が老朽化しているため、新たな住宅の建築をする計画です。場所は、特別養護老人ホーム湖楽園から西に約750メートルです。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内のため第1種農地ですが、東西に住宅が隣接していることから集落接続に該当し、不許可の例外に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、すべての申請地は、農地転用の要件を満たしており、申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（力石堅太郎君）小川委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第10号は許可相当にすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第11号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）37ページをお願いいたします。議案第11号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事へ送付するための意見を求める件です。内容は38ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。13番 小川 正孝 委員、お願いします。

報告委員（小川正孝君）第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は4件です。申請番号6番の転用事由は、自己住宅の建築です。譲受人は現在アパートに居住しており、自己住宅の建築により借家住まいの解消を図ります。場所は、もくもっくから道路を挟み、東側です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号7番の転用事由は、リース物件置場の整備です。申請地に、リース物件である大型、中型のタイヤショベル置場を整備するものです。場所は、誠幸園印刷指導所の南側です。農地区分は、申請地から300メートル以内に十和田観光電鉄のバスターミナルがあり、第3種農地に該当します。申請番号8番の転用事由は、資材置場の整備です。現在、事務所の西側に資材置場を所有しているが、手狭となったため、第2資材置場を整備するものです。場所は、吾郷会館から北に50メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号9番の転用事由は、自己住宅の建築です。譲受人は住宅を新築して、十和田市への永住を計画しています。場所は、もくもっくから北に350メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、すべての申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（力石堅太郎君）小川委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第11号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第12号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）39ページをお願いいたします。議案第12号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。41ページです。今回は、編入1件、除外7件です。1番は、百目木集落の村中商店から、東に約900メートルです。良好な営農条件を備えた農地で、編入は適当と判断されます。2番から7番は令和2年2月の総会、8番は令和2年3月の総会で非農地判定されており、除外は妥当と判断されます。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第12号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第13号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）42ページをお願いいたします。議案第13号、農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について。農地法第3条第2項第5号の規定によ

り、別紙のとおり別段の面積の設定について審議を求める件です。43ページです。農地法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会が別段の面積を定めることができ、毎年検討し、ホームページ等で公表することになっている。規定に基づき判断した結果、別段の面積を設定せず、下限面積は、農地法に定める基準どおり50アールとする。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第13号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第2回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時34分 —————